

議第97号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第10条中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第6を削る。

別表第7中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止する必要があるので提案する。